

政治活動用文書図画の規制

(政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の設置上の注意事項)

(1) 立札及び看板の類の総数の制限

選挙の種類によって、立札及び看板の類の総数が次のように制限されています。

●候補者等又は後援団体の立札及び看板の類の総数（熊本県の場合）

選挙の種類	候補者等	後援団体
衆議院議員（小選挙区）	10	15
参議院議員（選挙区）	14	21
県知事	14	21
県議会議員	6	6
市長・市議会議員	6	6
町村長・町村議会議員	4	4

※同一の候補者等に係る後援団体が2以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の枚数内に限られます。

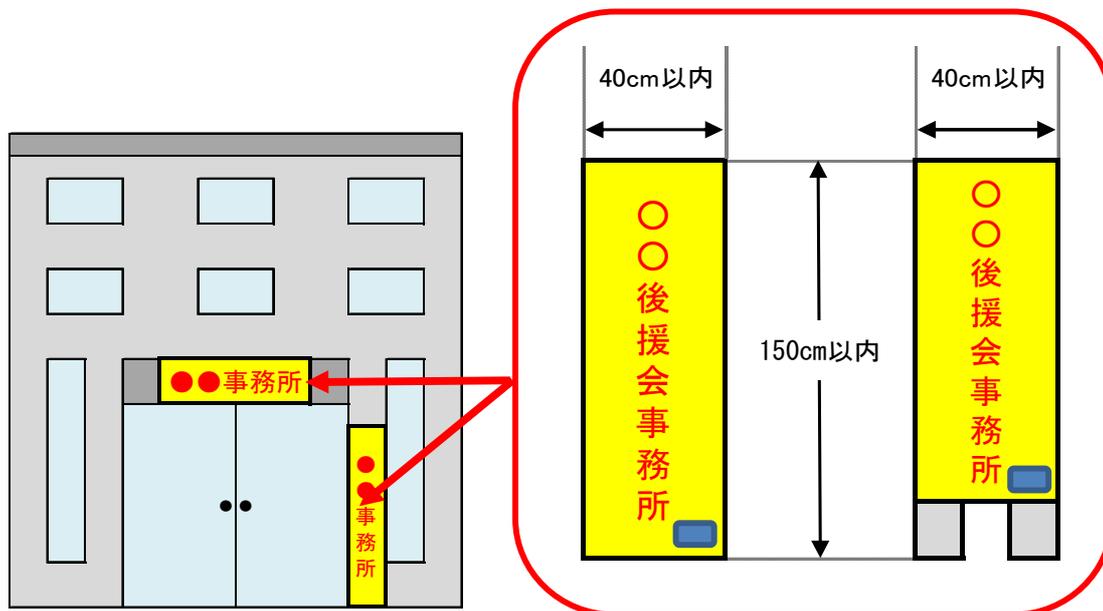
(2) 事務所ごとの立札及び看板の類の数の制限

- ① 1つの事務所に掲示できる立札及び看板の類は、候補者等、後援団体を通じて3枚以内です。
- ② 看板等の両面を使用する場合は、1つの看板等で2枚に数えます。

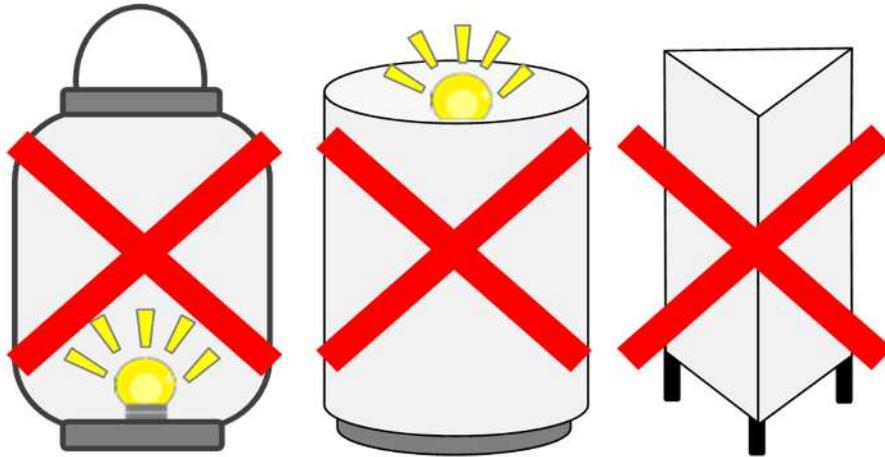
(3) 立札及び看板の類の規格

- ① 大きさ 150cm × 40cm以内
 - ア 足を付ける場合は、足の部分も含みます。
 - イ 縦長、横長いずれでも構いません。
 - ウ ビルの窓等に直接書く場合は、150cm × 40cm以内の枠を設ける必要があります。

〔立札・看板等の大きさの制限〕



②あんどん形式のものや広告塔のようなものは、立札及び看板の類とは認められず、設置できません。（下図のようなものは違反となります）



(4) 立札及び看板の類には、証票の表示が必要

①事務所の立札及び看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会より交付された証票を表示しなければなりませんので、看板等を設置する場合は、事前に天草市選挙管理委員会に証票の申請をしてください。

候補者等用

後援団体用



②証票の有効期間

現在、天草市選挙管理委員会が交付している証票は4年間の有効期間となっています。引き続き立札・看板を掲示される場合は、有効期限内に天草市選挙管理委員会に申請書を提出し、新しい証票の交付を受けてください。

証票の有効期間	
2023年1月1日～2026年12月31日	4年ごと

(5) 違法な設置等

規格内の立札及び看板の類で証票を表示したものであっても、次のようなものは違反になります。

- ① 事務所や後援会連絡所の実態のない場所に掲示してあるもの。
- ② 有効期限が切れている証票を表示したもの。

設置できない例

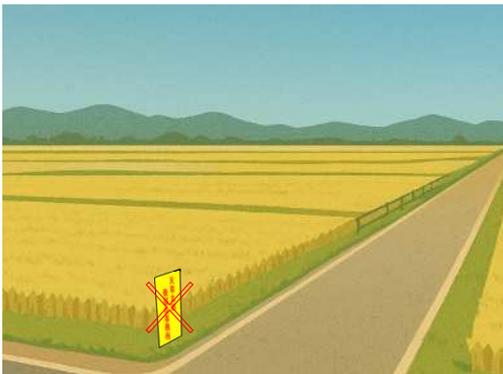
× 道路敷き（歩道を含む）の公共施設



× 公園などの公共施設



× 田んぼ・畑など・農地等の
事務所としての実態のない場所



× 駐車場等の
事務所としての実態のない場所



× 空き地、空き家、空き店舗等の
事務所としての実態のない場所



※空き店舗等を借用し事務所として
実態がある場合は設置可



証票交付の手続きが取られていない場合、または証票が付けてあっても事務所の実態がないところへの設置は違反になりますのでご注意ください。
罰則：公職選挙法第243条 2年以下の禁固または50万円以下の罰金

